

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令に基づくもの)

許認可等の名称	火薬類の製造施設の設置又は変更の完成検査
根拠法令・条項	火薬類取締法 第15条第1項又は第2項
所管課	予防部 危険物保安課
審査基準	<p>法第15条第1項の規定による火薬類の製造施設の設置又は同条第2項の規定による変更の完成検査については、法第7条第1号に該当していることを検査の基準とする。</p>
標準処理期間	30日
標準処理期間を設定できない 場合の理由	